

社会保障制度～子育て支援が変わりました①

日本の少子化問題は深刻になっており、政府や地方自治体は子育て支援制度の充実など少子化対策を急いでいます。では、それはどのような制度でどのように変わったのでしょうか？ 2回に渡ってお知らせします。

子育て世帯臨時特例給付金・・・消費税の引き上げを受けて子育て世帯に対して支給されます。平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）を受給している方で、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない方に児童手当の対象児童**1人につき1万円が給付**されます。福岡市や北九州市では、給付金の対象となる可能性がある世帯に申請書が郵送されることになっていますが、市町村によっては給付方法や期限が異なる場合がありますので、各役所でご確認ください。

育児休業給付の支給増率（夫婦とも同率）・・・これまでの育児休業給付の支給率は、休業開始前の賃金の50%でしたが、平成26年4月1日以降に開始する育児休業からは、育児休業を開始してから**180日目までの支給については67%**になりました。共働きで夫・妻がともに育児休業を取得する場合、育児休業の取得可能期間が1歳から1歳2ヶ月まで延長されます。（パパ・ママ育休プラス）

一時預かり・・・（市町村によって、下記以外の支援もあります。各役所にご確認ください）家庭においての保育が一時的に困難となった場合の預かり援助が拡充されています。

- ①**子育て短期支援事業**・・・児童養護施設又は乳児院において短期的に養育する
- ②**延長保育事業** ③**病児保育事業** ④**放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）**
- ⑤**ファミリー・サポート・センター事業**・・・育児の援助を「受けたい人」と「行いたい人」を結ぶ会員組織
- ⑥**一時預かり事業**・・・パート就労や疾病、出産、育児からのリフレッシュの際に一時的に保育所で保育する



実費徴収に係る補足給付を行う事業・・・保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等が助成されます。

産前産後休業中の社会保険料免除・・・産前産後休業を取得した人に、育児休業同様の配慮とし、産休期間中の保険料（厚生年金・健康保険）を免除します。また、今後、国民年金でも同様に検討していきます。

確かに子育て支援は改善されているようですが、育児中のお母さんたちからは「子どもをたくさん産みたくても、教育資金などにお金がかかるので産めない。」「保育を頼みたくても家計に余裕がない。」「育児休業といっても、実際に夫が利用できる環境にない。」など、制度が絵に描いた餅になっているという不満が聞かれます。組合員活動やSNSなどを通じて声をどんどん上げていき、育児現場の思いを国会や政府にしっかり届けて行くことが、社会保障制度の改善につながるのではないのでしょうか。

LPAは組合員の「暮らしの安心・安全」を守るお手伝いをしています。

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部内 LPA活動事務局
TEL: 092-947-9003 FAX: 092-947-9192

